

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	市営住宅等の管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

たつの市は、市営住宅等の管理に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

兵庫県たつの市長

## 公表日

令和7年11月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅等の管理に関する事務
②事務の概要	<p>市営住宅等の管理に関する事務とは公営住宅法、住宅地区改良法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、たつの市営住宅条例、たつの市特定公共賃貸住宅条例及びその他関係法令に基づき行う住宅の賃貸に関する事務のことを指し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及びたつの市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「番号条例」という。)の規定に従い、市営住宅等の管理に関する事務のうち次に掲げる事務において、個人番号の取得、個人番号の利用及び特定個人情報の照会を行う。</p> <p>普通市営住宅、改良住宅、単独住宅及び特定公共賃貸住宅の管理に関する事務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)家賃決定に関する事務</li> <li>(2)入居申込に関する事務</li> <li>(3)同居承認に関する事務</li> <li>(4)住宅の承継承認に関する事務</li> <li>(5)住宅の明渡し請求に関する事務</li> <li>(6)収入状況報告に関する事務</li> <li>(7)その他たつの市営住宅条例及びたつの市特定公共賃貸住宅条例に規定する事務</li> </ul>
③システムの名称	住宅管理システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>普通市営住宅の管理に関する事務 ・番号法第9条第1項 別表27の項</p> <p>改良住宅の管理に関する事務 ・番号法第9条第1項 別表52の項</p> <p>特定公共賃貸住宅の管理に関する事務 ・番号法第9条第1項 別表93の項</p> <p>単独住宅の管理に関する事務 ・番号条例第4条 別表第1</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[      実施する      ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>普通市営住宅の管理に関する事務 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項</p> <p>改良住宅の管理に関する事務 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表76の項</p> <p>特定公共賃貸住宅の管理に関する事務 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表124の項 ・番号法第19条第9号 ・番号条例第4条 別表第2</p>

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	都市政策部建築住宅課
②所属長の役職名	建築住宅課長

## 6. 他の評価実施機関

--

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	たつの市役所 総務部 デジタル戦略推進課 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1 TEL(0791)64-3203(直通)
-----	--

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	たつの市役所 都市政策部 建築住宅課 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1 TEL(0791)64-3163(直通)
-----	--

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1,000人以上1万人未満 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		・申請者からマイナンバーの提供を受け、その場でマイナンバーカード等により氏名、生年月日、住所に相違がないかを確認し、担当者以外の目でも再確認するよう徹底している。 ・特定個人情報を含む書類を廃棄する際は、ダブルチェックを行っている。

## 9. 監査

実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 ]	[ <input type="checkbox"/> 内部監査 ]	[ <input type="checkbox"/> 外部監査 ]
-------	--	-----------------------------------	-----------------------------------

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[ <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する ]
----------------------	---

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>	

当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上でマイナンバーカード等を確認することにより、記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行っている。 ・更新時には、申請者からマイナンバー情報の提供を受け、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認している。 ・マイナンバーを含む書類は、鍵のかかるキャビネット内で保管し、毎日施錠の確認をしている。 ・特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに複数人でチェックするなど、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
-------	---	--

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月10日	「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」 ②事務の概要	<p>普通市営住宅、改良住宅及び単独住宅の管理に関する事務内容</p> <p>(1)家賃決定に関する事務 (2)入居申込に関する事務 (3)同居承認に関する事務 (4)住宅の承継承認に関する事務 (5)住宅の明渡し請求に関する事務 (6)収入状況報告に関する事務 (7)その他たつの市営住宅条例に規定する事務</p> <p>特定公共賃貸住宅の管理に関する事務内容</p> <p>(1)入居申込に関する事務</p>	<p>普通市営住宅、改良住宅、単独住宅及び特定公共賃貸住宅の管理に関する事務内容</p> <p>(1)家賃決定に関する事務 (2)入居申込に関する事務 (3)同居承認に関する事務 (4)住宅の承継承認に関する事務 (5)住宅の明渡し請求に関する事務 (6)収入状況報告に関する事務 (7)その他たつの市営住宅条例及びたつの市特定公共賃貸住宅条例に規定する事務</p>	事後	
令和6年12月10日	「3. 個人番号の利用」 法令上の根拠	<p>普通市営住宅の管理に関する事務</p> <p>・番号法第9条第1項 別表第1の19の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条</p> <p>改良住宅の管理に関する事務</p> <p>・番号法第9条第1項 別表第1の35の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第26条</p> <p>特定公共賃貸住宅の管理に関する事務</p> <p>・番号法第9条第1項 別表第1の61の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条の3</p> <p>単独住宅の管理に関する事務</p> <p>・番号条例第4条 別表第1</p>	<p>普通市営住宅の管理に関する事務</p> <p>・番号法第9条第1項 別表27の項</p> <p>改良住宅の管理に関する事務</p> <p>・番号法第9条第1項 別表52の項</p> <p>特定公共賃貸住宅の管理に関する事務</p> <p>・番号法第9条第1項 別表93の項</p> <p>単独住宅の管理に関する事務</p> <p>・番号条例第4条 別表第1</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月10日	「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」法令上の根拠	(情報照会の根拠) 普通市営住宅の管理に関する事務 ・番号法第19条第8号 別表第2の31の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条 改良住宅の管理に関する事務 ・番号法第19条第8号 別表第2の54の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第28条 特定公共賃貸住宅の管理に関する事務 ・番号法第19条第8号 別表第2の85の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の4 単独住宅の管理に関する事務 ・番号法第19条第9号 ・番号条例第4条 別表第2	(情報照会の根拠) 普通市営住宅の管理に関する事務 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項 改良住宅の管理に関する事務 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表76の項 特定公共賃貸住宅の管理に関する事務 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表124の項 単独住宅の管理に関する事務 ・番号法第19条第9号 ・番号条例第4条 別表第2	事後	
令和6年12月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	令和5年8月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年12月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	令和5年8月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年11月26日	「5. 評価実施機関における担当部署」 ①部署	都市政策部都市計画課	都市政策部建築住宅課	事後	
令和7年11月26日	「5. 評価実施機関における担当部署」 ②所属長の役職名	都市計画課長	建築住宅課長	事後	
令和7年11月26日	「8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ」	たつの市役所 都市政策部 都市計画課	たつの市役所 都市政策部 建築住宅課	事後	
令和7年11月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	令和6年10月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年11月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	令和6年10月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年11月26日	「8. 人手を介在させる作業」判断の根拠	・氏名、生年月日、住所を確認し、担当者以外の目でも再確認するよう徹底している。 ・廃棄物のダブルチェックを行っている。	・申請者からマイナンバーの提供を受け、その場でマイナンバーカード等により氏名、生年月日、住所に相違がないかを確認し、担当者以外の目でも再確認するよう徹底している。 ・特定個人情報を含む書類を廃棄する際は、ダブルチェックを行っている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月26日	「11. 最も優先度が高いと考えられる対策」判断の根拠	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。</li> <li>複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行っている。</li> <li>更新時には、本人からマイナンバー情報を取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認している。</li> <li>特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。</li> </ul>	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者からマイナンバーの提供を受け、その上でマイナンバーカード等を確認することにより、記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。</li> <li>複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行っている。</li> <li>更新時には、名義人からマイナンバー情報の提供を受け、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認している。</li> <li>マイナンバーを含む書類は、鍵のかかるキャビネット内で保管し、毎日施錠の確認をしている。</li> <li>特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに複数人でチェックするなど、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。</li> </ul>	事後	